富士見市災害見舞金支給条例の一部を改正する条例の制定について

## 1 改正の趣旨

災害救助法(昭和22年法律第118号)の適用を受けた災害の場合でも、災害見 舞金を支給できるようにするため、富士見市災害見舞金支給条例(昭和44年条例第32号)を改正するもの

## 2 改正の内容

この条例における災害の定義から「災害救助法の適用を受けないもの」を削り、災害救助法の適用を受けた災害でも災害見舞金を支給できるようにする改正、住基支援者等住民基本台帳法による記載がない被災者に対しても、災害見舞金を支給できるよう受給資格を緩和する改正、災害見舞金と災害弔慰金又は災害障害見舞金との併給を避ける改正、申請時における添付書類を削る改正等を行う。

## 3 条例施行日

公布の日から施行する。ただし、令和元年10月12日以後に生じた災害により被害を受けた者に対する見舞金の支給から適用する。

新 IΗ (定義) (定義) 第2条 この条例で「災害」とは、市内に発生した火災、爆発、風水害 第2条 この条例で「災害」とは、市内に発生した火災、爆発、風水害 その他異常な自然現象による災害で、災害救助法(昭和22年法律第 その他異常な自然現象による災害 118号)の適用を受けないものをいう。 をいう。 (受給資格) (受給資格) 第3条 災害見舞金の支給を受けることができる者は、災害発生時に市 第3条 災害見舞金の支給を受けることができる者は、災害発生時に市 内に住所を有し、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)により 内に住所を有し、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)により 記録されている者とする。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、 記録されている者とする。 この限りでない。 (災害見舞金の支給) (災害見舞金の支給) 第4条 市は、災害により、次の各号に掲げる被害を受けた世帯の世帯 第4条 市は、災害により、次の各号に掲げる被害を受けた世帯の世帯 主又は遺族に対して当該各号に掲げる額の災害見舞金を支給する。た 主又は遺族に対して当該各号に掲げる額の災害見舞金を支給する。 だし、富士見市災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和49年条例第 41号) 第3条に規定する災害弔慰金又は同条例第9条に規定する災 害障害見舞金が支給されるときは、災害見舞金は、支給しない。 (1) · (2) (略) (1) · (2) (略)

- (3) 住居の全焼、全壊又は流失 100,000円
- (4)から(6) (略)

(支給の手続)

第5条 前条の規定による災害見舞金の給付を受けようとする者は\_\_\_\_、災害を受けた日から15日以内に 市長に申請しなければならない。ただし、特別の理由がある場合は、 この限りでない。

2 · 3 (略)

- (3) 住居の全焼、全壊又は流出 100,000円
- (4) から(6) (略)

(支給の手続)

第5条 前条の規定による災害見舞金の給付を受けようとする者は<u>り</u> <u>災証明書又は医師の診断書を添えて</u>、災害を受けた日から15日以内 に市長に申請しなければならない。ただし、特別の理由がある場合 は、この限りでない。

2 • 3 (略)